

平成19年度 健全化判断比率等について

1 早期健全化・財政再生に関する指標について

実質赤字比率	-	早期健全化基準	3.75%	財政再生基準	5.00%
--------	---	---------	-------	--------	-------

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

- ・一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、該当ありません。

連結実質赤字比率	-	早期健全化基準	8.75%	財政再生基準	15.00%
----------	---	---------	-------	--------	--------

全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

- ・一般会計等及び公営企業会計の実質赤字（資金不足）は生じておらず、該当ありません。

実質公債費比率	16.0%	早期健全化基準	25.0%	財政再生基準	35.0%
---------	-------	---------	-------	--------	-------

公債費や実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する比率(3ヶ年平均)

- ・連続して起きた災害の影響等による公債費負担の増加、普通交付税の減少等により、今年度比率が対前年度比0.5%上昇しました。
- ・H17年度比率(H15～H17): 14.4% H18年度比率(H16～H18): 15.5%

将来負担比率	276.6%	早期健全化基準	400.0%	財政再生基準	-
--------	--------	---------	--------	--------	---

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

- ・ $\frac{\text{将来負担額 (3兆1,581億円)} - \text{充当可能財源 (1兆9,091億円)}}{\text{標準財政規模 (5,783億円)} - \text{算入公債費等 (1,268億円)}} = 276.6\%$

2 公営企業の経営健全化に関する指標について

公営企業に係る資金不足比率・・・公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率

区 分	流域下水道事業	港湾整備事業	電気事業	工業用水道事業	工業用地造成事業	東港用地造成事業	病院事業
資金不足比率	-	-	-	-	-	-	-

「経営健全化基準」・・・20%

- ・いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、該当ありません。